

災害時における救援物資及び帰宅困難者等の輸送に関する協定

浦安市（以下「甲」という。）とスバル興業株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の区域内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における乙の協力及び支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な災害時に必要となる救援物資及び帰宅困難者等の輸送手段の確保等について、迅速かつ円滑な応急対策を行い、被害の軽減を図るために必要な手続等について定める。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる大規模な災害は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条第1号に規定する災害で、甲が浦安市地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（平常時における協力）

第3条 乙は、平常時に甲が実施する防災訓練、防災講習会等において、必要な協力を行うこととする。ただし、その協力内容及び費用については、別途協議を行うこととする。

（協力及び支援要請）

第4条 甲は、災害時に乙の協力及び支援を要する場合において、次に掲げる全部又は一部の事項について協力及び支援を要請することができる。

- (1) 救援物資及び帰宅困難者等を輸送するために必要な施設、設備、船舶及び車両等の利用
- (2) 荷役作業をするために必要な資機材及び消耗品の提供並びに応援活動の提供
- (3) その他関係する施設、設備等の使用

2 前項の要請は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 要請する内容
- (3) 要請する期間
- (4) その他要請に関し必要な事項

（経費の負担）

第5条 甲は、前条第1項の協力及び支援を行った際に乙が要した費用について負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の額については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲・乙いずれも協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間期間を延長することとし、それ以後についても同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲・乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年4月24日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 松崎 秀樹

乙 東京都千代田区有楽町1丁目10番1号
スバル興業株式会社
常務取締役 松丸 光成